

午後1時38分開会

○永田委員長 こんにちは。

これより議会運営委員会を開会いたします。

以降着席にて進行いたします。

お手元に本日の日程をお配りしております。ご確認ください。

この日程どおりに進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

それでは、日程1、継続審査となっております、請願3-1、東京地方検察庁がした不起訴処分に対する検察審査会への不服申立てを求める請願の審査を行います。

前回10月1日の請願審査では、まず本件請願の紹介議員である小枝議員に趣旨説明をいただきました。

その後、委員会の休憩中に、請願者の4名から意見をお聞きしています。

委員会再開後、紹介議員の小枝議員から補足説明を聞き、紹介議員に対する質疑を終了したのち、委員の皆様から意見をいただいた結果、請願者からのご意見を受け止めて、検討する時間が必要であるとの申し出がありますので、継続審査となっております。

それでは、あらためて委員の皆様からご意見をお伺いいたします。

意見がございましたら、どうぞ。

○米田委員 意見発表させていただきます。（発言する者あり）

○永田委員長 意見の発表ですね。まず意見を……（発言する者あり）あ、ごめんなさい。意見を頂戴いたします。それぞれ、意見がありましたらどうぞ。失礼いたしました。

○米田委員 我々の会派は、もともとこの告発にそもそも反対していましたし、前回の委員会のことも検討しましたが、不起訴処分、これは妥当だという判断でございます。

○永田委員長 はい。

前回発言していただいた方も、今日あらためて意見述べていただいて結構です。

どうぞ、挙手にてご発言ください。

○小林たかや委員 懇談会で4人の皆様から意見をお伺いして、検察審査会への申立ての考え方や、検察審査会の意義と役割というのを伺いし、検察審査会の裁量が大きく、告発した千代田区議会だけが申立てができるというようなこと。それから、申立てがあった場合は、必ず審査をしなければならない。今回の不起訴処分について、適切であったかどうか、あらためて国民の目から見た審査をすることなど、いろいろ貴重なご意見をいただいたところであります。

この告発は、100条調査権に基づき、石川雅己氏の疑惑の真相究明をすることと、調査に実効性を持たせることでした。石川雅己氏が偽証、証言拒否をし、石川××氏が不出頭と記録の不提出をしていたので、告発しなければならないとの規定どおり、告発したものであります。議会の議決を経て告発したのですが、要するに100委員会の実効性を持たせるためのものがございます。100条調査権の目的自体は、不祥事が発生した時の原因、背景を明らかにすることで、再発防止を求めるものであります。あくまでも今回の告発は、偽証、証言拒絶、不出頭であります。調査が不十分だとすると、再発防止ができないということになります。また、今回の結果では、再度検察審査会に不服申立てたときに、

新たな証拠が明らかになるとは思えません。100条調査は、すでに昨年11月に終了し、執行機関の事務執行上の適正な執行が行われることの課題の検討、区有地の取得や処分、貸付の基本を定める条例の必要性、特別職の倫理に関する条例の必要性、区長が委員を任命する建築審査会のあり方やその果たす役割などと整理されております。

今、議会がやらなくてはならないことは、早急にこれらを具体的に実施することだと思っています。

○永田委員長 はい。続けてご意見どうぞ。お願いします。

○大坂委員 検察審査会への不服申立てについては、一般論として告訴をした以上、不服申立てをするまでがセットで行うものというような意見に対しては賛同します。一方で、一つの結論として不起訴となったことは重く受け止めなければならないと思っています。不出頭や虚偽の答弁というところ白黒をつけることにこだわり、法廷で争い続けることが多くの区民の利益となるかどうかという点について、必ずしもそうではないのかなと考えています。ここのところについては、様々なご意見があるということも理解はいたしますが、私も一議員として、街の人たちの声を聴く限り「まだこの話でもめてるのか」とお叱りを受けることも多く、否定的な意見が多いのではないのかなと感じています。コロナ禍において、区政においても多数のやるべきことを抱えており、区の執行体制も一新されたことから、改めての申立ては行うべきではないと考えます。

○永田委員長 はい。続けてご意見どうぞ。

○木村委員 懇談会そのものはいろんな方のご意見を伺えて、有意義だったと思います。

で、その中で大城弁護士が、区議会が告発したけれども、検察が不起訴処分とした。これは区議会の面子が潰された状況にあるんだと。それなのに、なぜ検察審査会に不服申立てをしないのか、それが理解できない。とこういった趣旨の発言をされました。

私は、これは一言でいえば、申立てをする意味を見出せず、100条調査の役割から大きく逸脱すると考えているからです。「100条調査の実務」という、区議会事務局にあります。中島正郎先生はそこでこう言っています。議会は警察でもなければ検察庁でも裁判所でもなく、100条調査権だからといって、他人の罪をあばくために利用するものではないと、こう議会を戒めています。また、調査権は、区議会の議決権や監視権の補助的機能だと。だから調査結果が、議会にとっても、執行機関側の行財政運営にとっても役に立たなければ何の意味もないと、こう言っているわけです。

はっきり言って私の頭には、昨年11月の調査結果をいかに事務執行の改善に役立てていくかと、これしかありません。結果が出てから、もう1年が経とうとしています。十分な動きをつくれていないというのが、残念ながら今の現状です。300万円も使って何をやっているのかと、住民監査が請求されてもおかしくはない状況だと私は思います。これが私の回答です。

懇談の中で、大城弁護士から、検察審査会に申立てをしても、面子はつぶされないと。起訴を勝ち取れると。そのためのどんな戦略をお持ちなのかが聞けなかったのは、いささか残念でした。懇談の中で、大城弁護士は、議会は面子をつぶされているのに、なぜ、申立てないのか、申し立てをすべきだと主張されました。不服申立てをすることで、再び面子がつぶされることはないのか。そうならない、どんな戦略・戦術をお持ちなのかと、そう思って伺ったけれども、お話の中にはありませんでした。

私が懇談で、申立てをするには、新たな証拠が必要ではないかといった際、そういった調査は審査会の仕事だと言われました。でも、検察審査会まかせで本当に起訴に持ち込めるのか。あのジャーナリストの伊藤詩織さんに暴行を働いた山口氏を検察審査会は不起訴相当にしました。民事では不法行為ということで認定されたにも関わらずにです。ですから私は、検察審査会そのものに幻想を持っていません。

弁護士さんがですよ、請願者となって、面子をつぶされたままでいいのかと、議会がなぜ、不服申立てをしないのかと、ここまでおっしゃっているわけでありますから、そうである以上、起訴できる確信があたりだと思えます。そうでなく、申立てをしても、再び面子が潰されることとなりますよとなると、これは無責任なこととなりますから、そういうことはないでしょう。起訴を勝ち取るどんな戦術あるいは戦略をお持ちなのか。これを聞いたらもっと良かったかなと、そう思いました。

それから、大事なことなので、もう一つ述べておきたいことがあります。紹介議員は、最終報告書のまとめの部分を、執行機関への宿題と、こういう言い方をされています。それは違います。私は、この報告書のまとめは、議会が主体となって議論し、執行機関、住民や場合によっては専門家の知恵も借りながらまとめ上げていく、そういう性格のものだと考えています。これは報告書を読むと明らかなんです。この最終報告書では「特別職の倫理に関する条例の制定について、その必要性なども含めて研究していく必要がある」と。倫理条例が必要とも不必要とも言っていないんですよ。必要性を含めて検討すると。だからこれ、執行機関の宿題として投げかけるわけにはいかないというものなんです。なぜこんな文章になったのかというのには、経過があるんですよ。倫理観の希薄な区長が不祥事を引き起こしたわけだから、特別職をしぼる政治倫理条例が必要なんじゃないかと、100条委員会の打ち合わせの中で、私は提案しました。それに対し、はやお委員長のほうから「いや、特別職は4年に1回選挙がある」と。「そこでは倫理観も含めて問われることになるから、特別職に倫理条例はいらないという、そういう意見もあるんだ」と。まあ、こういうご意見でした。そこで一定のやりとりをしながら、こういう文章に落ち着いたわけですよ。ですから、議会がまずしっかり議論し、必要性を確認したうえで、確認できたら、特別職の対象はどこまで踏み出すのか。どういう政治倫理の基準が必要なのか。その調査に入る必要があるわけですね。で、今定例会の議会のあり方特別委員会で、その検討をしようということでもとまりました。大坂委員長のもとで、ようやく合意できたわけですよ。いよいよこれから、この問題と、それから区有地の問題も同じなんです。区有地も執行機関に投げただけでは進まないんですよ。なぜならすでに区有地に議会が関与するしくみがあるからです。区道の廃止だって議決でしょ。それから外一（外神田一丁目）のように、公共施設の移転、建て替えをします。これも公共施設の設置条例に関わるから、議決事項なんですよ。

ですから、執行機関が、決算委員会での答弁がそうだったけれども、できるだけ早く丁寧に議会に説明すると、これしか言えないんです。しかし議会側は、もっと前倒しで状況を知り、判断をしたいと、もっと対象を広げたいというところから、いかに議会が早期に関与する条例が必要なのかといくことで、検討する必要があるということで、こういう記述になっているわけですよ。

ですから、この点についても、議会のあり方の特別委員会で、これも含めて検討してい

こうじゃないか、まあ、どういう検討になるかわからないけれども、少なくとも検討していこうということで一致したわけですね。

もう一つ付け加えれば、その議会のあり方では、背景となった都市計画等の規制緩和、これについてもメリット、デメリットを含めて、議会として調査する必要があるんじゃないかと。これは必要かどうかも含めてですけども、大串委員からも合意をいただいて、（発言する者あり）どういうふうに進んでいくかわからないけれども、一応検討の俎上に上ったと、今こういう到達まで来たわけですよ。

ですから、これはまさに議会が一体となって進めていかなければならない。ここまで来ていると。そういう到達を踏まえた、議会の対応が私は求められているんだろうと、そんな感想を持ちました。

○永田委員長 はい。

ほかに意見ございましたらどうぞ。

○嶋崎委員 この100条委員会は、大変長い時間をかけて、いろいろな紆余曲折もあり、議会が権能を使いながら進んできたわけでございますけれども、東京地検の判断は嫌疑不十分、こういうことで、これを覆すには新たな有力な証拠が必要となる。そして、区議会の選出の弁護士さんからも「それはなかなか容易なことではないぞ」というようなご助言もいただいたというふうに思っております。

また、不服申立てについては、先ほど来いろいろお話しもありますけれども、新たな議決、そして最低でも数か月、期間と、さらには一定の経費を要することとなり、これを費やすことは、果たして区民に理解が得られることは、非常に難しいのではないかとこのように思っております。

加えて、今世の中は、新型コロナウイルス感染症の、大変厳しい状況にあり、今若干落ち着いてはいますけど、いつ第6波が襲ってくるかわからない状況にあるわけで、このダメージを受けている地域の皆さんに、地域経済の対策など、全力で取り組まなければならないことが、区議会としては大いに議論をし、そして少しでも区民の皆さんに寄り添うということが、大変大事なのではないかなというふうに思っております。これ以上この問題を長期化させることに、区民の理解が、私は得られないというふうに思っております。

これらを総合的に考えて、区議会としては、検察審査会への不服申立ては行わないことが妥当だというふうに思っております。

私の判断としては、こういうことでございます。以上です。

○永田委員長 はい。

ほかに意見ございますでしょうか。以上でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

意見が出尽くしたようなので、本件の取扱いについておはかりいたします。

いかがいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。採決で。

それでは、採決といたします。

一旦休憩します。

午後1時54分休憩

午後1時55分再開

○永田委員長 委員会を再開いたします。

採決の前に、討論はいかがいたしますか。（発言する者あり）

はい。木村委員どうぞ。

○木村委員 本請願に対する意見表明を行いたいと思います。

議会に告発権を付与した理由は、調査権の実効性を担保するためです。今回区議会が調査の過程で告発をしたのは、まさに調査権の実効性を保つためでした。調査の目的は、不祥事等の背景や原因を明らかにし、再発防止策を講ずることにあります。

加えて、不起訴処分となった告発事実は、100条調査の対象となったマンション優先購入問題ではなく、調査の過程で起きた証言拒絶、不出頭など地方自治法違反に対するものです。

それを踏まえ、本請願に、二つの理由から反対するものです。

一つは、申立てをする意義を見い出せないことです。不起訴処分の理由で「嫌疑不十分」とされた証言拒絶や不出頭で争うとすれば、その証言拒絶、不出頭により、調査が十分にできず、100条調査の本来の目的が達成できなかったという新たな事実が私は不可欠だと思えます。しかし、100条調査委員会の調査の目的は達成し終了し、区議会は昨年11月、100条調査委員会の最終報告書を承認しています。

それでもあえて不服申立てをしようとするれば、100条調査の本来の目的に照らしおかしなことになります。これが本請願に反対する第二の理由です。明大の廣瀬和彦先生は100条調査の目的を「不祥事等が起きた場合、その背景や原因を明らかにし、再発防止策を調査すること」と述べていますし、中島正郎先生は「議会は警察でもなければ検察庁、裁判所でもなく、100条調査権だからといって、他人の罪をあばくために利用するものではない」と戒めています。

最終報告書は、マンション優先購入問題等について、都市計画等の規制緩和という背景や、あるいは原因を明らかにし、区有地の処分などについてその基本を定める条例や特別職の政治倫理条例の制定の必要性などの検討などを提案しています。

今区議会に求められているのは、自ら承認した報告書を前向きに具体化し、事務執行の改善をはかることにあります。最終報告書は、執行機関への宿題ではありません。調査の終了したこの段階で不服申し立てを行うことは、背景と原因の解明と再発防止策の調査という100条調査の本来の目的から大きく逸脱することになり、反対をいたします。

○永田委員長 はい。

ほかに討論よろしいでしょうか。

○米田委員 意見表明させていただきます。

検察は、告発した石川雅己氏の虚偽の陳述について嫌疑なし、証言拒絶については嫌疑不十分、また××氏の不出頭については嫌疑不十分、記録不提出についても罪とならずとの裁定主文をもって、不起訴といたしました。

この件について、請願者は請願の趣旨で述べているとおり、それぞれの裁定主文を不当とし検察審査会への審査を要求するものであります。私たち会派は検察のこの度の判断は至極妥当なものであり、覆しようのないものであると判断しております。その理由をそれ

それ申し上げます。

最初に、雅己氏の虚偽の陳述についてであります。請願では、販売事業者の「雅己氏本人はもとより、その知人を名乗る者からも、本件優先物件が『事業協力者住戸』であるとの説明の有無の確認はなかった」との回答のみをもって、雅己氏の証言が虚偽であると断定していますが、このことのみで客観的に虚偽であると断定することは困難であり、また主観的にもその証言が虚偽である旨の認識をしていたかどうかについても、認めるに足る証拠を見いだすことは困難なことは明白であります。よって、検察の不起訴理由「嫌疑なし」は、至極妥当であります。なお、この「嫌疑なし」とは、人違いなどの嫌疑の残らない、いわば完全無罪の場合に出される判断であり、この判断を重く受け止めるべきであります。

次に、雅己氏の証言拒絶についてであります。請願では「証言拒絶」とする理由について「証言できない理由につき何ら述べることもない、単に証言を拒み続けた」とするものであり、それのみをもって証言拒絶とすることは困難であります。証人尋問の一問一答のこの件に関するところの一連の質問と答弁は、昨年の告発議決の際、反対討論で述べていますので、ここでは引用しませんが、証言拒絶と断定することは何ら実態のない独善的な決めつけであり、失当のそしりを免れません。検察は「嫌疑不十分」としていますが、形式的には証人尋問の形をとっている以上、嫌疑がないとまではいえないからにすぎません。よって、「嫌疑不十分」を不当とすることは、証人尋問の実態を無視したもので、合理的な根拠はないものであります。

次に××氏の不出頭についてであります。請願では「嫌疑不十分」を不当とする理由について、××氏が出頭しなかった事実のみで具体的な理由を明示していません。そもそもこの件については、出頭請求の手続き自体に問題があります。問題である理由は、これも昨年の告発議決の際、反対討論で述べましたとおりでございます。検察は「嫌疑不十分」としています。そのことを不当とするには、召喚手続きの実態を無視したもので合理的な根拠はありません。

次に××氏の記録不提出についてであります。請願では「証言に代わる資料の提出に依りなかつたことが記録不提出にあたる」としています。照会に対して回答書を作成することが、法にいう記録の提出に該当するという独自の見解に基づくものであります。

検察の「罪とならず」を不当とする理由は、一般的な法解釈からは乖離したものであります。

以上、述べましたように、検察審査会に対する不服申立てについては、不服を申し立てるべき具体的あるいは合理的な根拠ないし理由がないことは明らかであります。

よって、本請願は不採択とすべきであると考えます。

○永田委員長 はい。

討論を続けます。挙手にて発言してください。

○小野委員 東京地方検察庁がした不起訴処分に対する検察審査会への不服申立てを求める請願に、反対の立場で討論させていただきます。

まず、私は「虚偽の陳述」及び「証言拒否」に対する告発について、反対の立場で当時討論させていただきました。当時の引用は特にいたしません、告発時の反対討論にあった直接証拠、間接証拠が明確に示されていない点の質疑でも、納得のいく証拠は確認でき

ませんでした。結果的に賛成多数で告発に至り、令和2年11月27日の本会議で100条調査の終了報告がありました。

令和3年6月11日に、東京地方検察庁から告発について、嫌疑なし、嫌疑不十分との判断で不起訴処分が通知されました。区議会では、この判断を受け止め、意見が割れるなか、その後の対応をどのようにすべきかも含め、100条調査期間中にご担当いただいた弁護士に、検察審査会への申立てについてもご相談し、様々な角度から質問をいたしました。ご回答いただいた中でも、嫌疑なし、嫌疑不十分の判断がされたことへの不服申立てについては、刑事事件に精通する検察官が精査の上で不起訴を判断した以上、新たな証拠や事実の発見がない限り、覆すのは難しいとのご意見。また、新たに検察審査会への不服申立てを提起する場合の弁護士費用は公費から、約55万円程度との概算で、これは議決が必要です。

今回の請願を審査する過程で、改めて経緯経過を振り返りましたが、この度の準司法機関である検察庁の判断を尊重し、完了することが妥当と考えます。

コロナ禍で課題が山積の中、区民の皆様の命と健康と暮らしを守ることにまい進すべきときと考えております。

よって、検察審査会への不服申立てには反対いたします。

以上です。

○永田委員長 はい。

ほかにございますか。

○池田委員 本請願に対して討論いたします。

今までの調査の中では、石川前区長に対する全ての疑義が払拭されたわけではありません。地方議会の100条調査の権能を否定するかのような、東京地検の処分については色々考えました。しかしながら、東京地検の不起訴処分が、検察審査会の審査を経て、起訴に至ると確信できる根拠がないこと、また、石川前区長はすでに辞職し、現職ではなく当事者が不在であること。さらに、今回の告発に係る不起訴処分の案件とは別件ですが、本年6月29日、解散処分無効確認事件についての東京地裁の判決で、石川前区長の解散処分は違法であることが確定しており、損害賠償の求償を受け入れ、支払い済みであること、などを考慮すると、我々区議会の主張はすでに通っており、これ以上事態を長期化させるより、この告発を契機に、区の事務執行体制が適正に執行されることを今後もきちんとチェックしていくことが議会の務めであると考えます。

このコロナ禍で、現下の最優先事項である区民の生命と財産を守るために、執行機関と一致団結して新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする諸課題に取り組むことであると考え、本請願に反対します。

○永田委員長 はい。

ほか討論よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

それでは、以上で討論を終了いたします。

それでは、これより採決に入ります。

ただいまの出席者は、長谷川委員を除き10名です。

令和3年10月6日 議会運営委員会（未定稿）：請願3-1 請願審査部分抜粋

採決は挙手で行いますが、挙手しない方は反対とみなします。

おはかりいたします。

請願3-1、東京地方検察庁がした不起訴処分に対する検察審査会への不服申立てを求める請願を採択することに、賛成の方の挙手を求めます。

はい。賛成はいません。

よって、請願3-1は不採択とすべきものと決定いたしました。

休憩いたします。

午後2時07分休憩

午後2時07分再開

○永田委員長 委員会を再開いたします。

以上で、本件請願審査を終了いたします。